

旧・新商法下の株主総会と企業支配

平 田 光 弘

一 序

わが国企業の支配については、経営者支配が優勢である⁽¹⁾としばしばいわれてきた。果たしてそうであろうか。本稿では、これを株主総会における議決権行使とのかわりを取りあげることにより、それが成り立ちうるかどうかを検討することにした。

(1) 例えば、つぎを参照されたい。

三戸公・正木久司・晴山英夫『大企業における所有と支配』未来社、一九七三年。

西山忠範『現代企業の支配構造——株式会社制度の崩壊』有斐閣、一九七五年。

(2) 企業支配を株主総会と結びつけて取りあげる理由については、つぎを参照されたい。

平田光弘『わが国株式会社の支配』千倉書房、一九八二年、はしがき。

平田光弘(稿)「経営学からみたわが国の株主総会」『商事法務』第九七七号(一九八三年六月二十五日号)、二七—三二頁。

二 旧商法下の株主総会における

議決権行使の実態

はじめに、旧商法下の株主総会における議決権行使の実態をみることにしよう。ここでは、実態分析の対象を株主総会出席株主、株主総会進行状況、委任状勧誘、大株主懇談会および特殊株主の五つに絞り、『株主総会白書』⁽¹⁾(商事法務研究会Ⅱ大和証券経済研究所、一九七六

―八二年調査―)に基づいてこれを見ることにする。これら五つの実態に関する分析結果を要約して示せば、以下のとおりである。⁽²⁾

(一) 株主総会出席株主の実態

①多くの企業では、現実出席株主の人数は八〇人どまり、その持株比率は発行済株式総数のわずか五%以下であった。②多くの企業では、委任状出席株主の持株比率は発行済株式総数の五〇%を超え、またそれは総会出席株主の持株総数の七〇%を超えた。③多くの企業では、総会出席株主の人数は総株主数の一五―三〇%に留まったが、その持株比率は発行済株式総数の六〇―九〇%に及んだ。

以上のことから、委任状出席株主は現実出席株主よりもはるかに大きな議決権を持っていたことが分かる。

(二) 株主総会進行状況の実態

④ほとんどの企業では、付議議案に対して、株主からの質疑も反対意見も出なかった。⑤多くの企業では、株主の発言はせいぜい議事進行の動議に限られ、その発言は、人数では三人以下、持株数では五、〇〇〇株未満、とくに五〇〇株未満の小零細株主からのものであった。

⑥ほとんどの企業では、株主総会制度になじまない発言は出なかった。⑦多くの企業では、株主総会はずかしく二五分という短時間で終了した。

以上のことから、株主総会は短時間で終了していたことが知れる。

(三) 委任状勧誘の実態

⑧多くの企業は、定足数を要する議案があるとの理由から、全株主に対して委任状勧誘を行った。⑨多くの企業は、大株主に対する委任状勧誘を、一般株主に対する勧誘と同じ方法(郵送)で行ったが、より積極的な方法(個別訪問、電話等)でこれを行った企業もかなりあった。⑩その対象とされた大株主は、上位三〇位までのものが大部分であり、その累計持株比率は、発行済株式総数の四〇―七〇%のものが多かった。⑪多くの企業では、大株主から集められた委任状は、発行済株式総数の三〇―七〇%にのぼった。⑫多くの企業では、全株主から集められた委任状は、発送数の一〇―四〇%に留まったが、発行済株式総数の五〇―八〇%に及んだ。⑬多くの企業では、全株主から集められた委任状の大部分は、議案に対し賛否の指示のない白紙委任状であった。

以上のことから、株主総会の定足数は委任状のみで充たされ、賛成票が確保されていたことが読める。

(四) 大株主懇談会の実態

①大株主懇談会は、営業状況を報告し付議議案について事前の承認を得る目的で、あるいは営業状況を報告し大株主との一般的なコミュニケーションを図る目的で開かれた。②それは一三—二六%の企業で開催されたに留まったが、その比率は徐々に高まり、二〇%台にのぼっている。③その対象とされた大株主は、株主順位で一—三〇位、累計持株比率で三〇—七〇%を占める企業が多く、またその属性としては、金融機関関係もしくは取引先・関係会社等が非常に多かった。④大株主の役員人事、経営方針、決算・配当方針に対する影響力を認める企業も多かった。⑤大株主懇談会を持たない企業でも、上位三〇位までの大株主から、毎回または必要の都度、付議議案の了解を得ることがしばしば行われた。

以上のことから、付議議案の事前承認を得るために、大株主への根回しが頻繁に行われていたことが分かる。

(五) 特殊株主の実態

①多くの企業では、付き合いをした特殊株主の人数は

三〇〇人以下であった。②多くの企業では、付き合いをした特殊株主の持株数は二〇〇株以下であった。③多くの企業では、総会出席特殊株主の人数はわずか一〇人足らずであった。④多くの企業では、総会出席特殊株主の株主比率は、現実出席株主数の三〇%近くに達したが、その持株比率は現実出席株主の持株総数のわずか一〇%足らずであった。

以上のことから、企業は特殊株主を株主総会運営の円滑化のために利用していたことが知れる。

旧商法下の、とくに一九七六年から八二年にかけての、株主総会における議決権行使の実態は、おおよそ以上のとおりであったとみてよいであろう。そのことは、『わが国の株主総会に関する調査』⁽³⁾(一橋大学産業経営研究所、一九八二年調査)によっても確かめることができる。⁽⁴⁾

(1) 大和証券株式会社調査部編『株主総会白書』一九七六—八一年版、『商事法務』第七五一、七八五、八一九、八五三、八八七、九二二号、所載。大和証券経済研究所編『株主総会白書』一九八二年版、『商事法務』第九五六号、所載。

回答企業数・回答率の内訳は、つぎのとおりである。

一九七六年(一、六八二社中七二四社、四三・〇%)

- 一九七七年（一、六九三社中七六三社、四五・一％）
一九七八年（一、七二五社中七七四社、四四・九％）
一九七九年（一、七〇五社中七〇八社、四一・五％）
一九八〇年（一、七一五社中六三三社、三六・九％）
一九八一年（一、七一四社中六〇九社、三五・五％）
一九八二年（一、七五五社中六六九社、三八・一％）
(2) その詳細については、平田光弘、前掲書、第三章および第四章、を参照されたい。

- (3) 一橋大学産業経営研究所編『調査報告』『わが国の株主総会に関する調査』一橋大学産業経営研究所、一九八二年九月。

回答企業数・回答率の内訳は、つぎのとおりである。

- 一九八二年（一、七三四社中五二五社、三〇・三％）
(4) その詳細については、平田光弘、前掲書、第五章、のほか、さらにつぎをも参照されたい。

平田光弘（稿）「わが国の株主総会・大株主懇談会・特殊株主と企業支配——『わが国の株主総会に関する調査』を中心として」一橋大学研究年報『商学研究』二四（一九八三年四月）、五九—一五四頁。

三 旧商法下の株主総会と企業支配

——その実証分析

旧商法下の株主総会は、企業運営の重要事項について

株主の総意を決定する企業最高の必要機関であるといわれてきた。ところが、実際には、うえて明らかにったように、株主に対する委任状勧誘を通じて、付議議案の可決に必要な株式数が事前に確保されていたのである。

一方、株主総会自体についても、特殊株主、すなわち総会屋にその進行役をまかせる例が多く、付議議案の審議にかかわる発言はほとんどないのが実状となっていた。

その結果、株主総会では、付議議案についての実質的な審議はほとんど行われず、直ちに議案の採択がなされ、株主総会は短時間で終了するのが普通となっていた。つまり、旧商法下の株主総会は、意思決定の場としての機能を実質的にはなら果たさず、形骸化・無機能化していたことが明らかになるのである。

それでは、付議議案についての実質的な審議はどこで行われているのであろうか。その実質的な審議の場は二つある、と筆者はみている。一つは大株主懇談会であり、いま一つは大株主に対する個別の根回しである。しかも、付議議案について大株主からの了解を得るためのそうした根回しには、この二つのいずれか一方によってそれが行われる場合と、この二つの併用によってそれが行われ

表1 大株主懇談会を開いた企業

社数 () 内%

資本金 (億円)	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982
10 以下	20 (9.6)	24 (11.5)	26 (12.2)	189	32 (20.6)	36 (27.5)	148
100 以下	59 (14.7)	65 (14.9)	69 (15.8)	404	80 (21.7)	103 (28.1)	411
100 超	16 (13.9)	19 (16.2)	24 (19.5)	115	23 (21.1)	20 (18.2)	110
不 明						0 (0.0)	1
計	95 (13.1)	108 (14.1)	763 (15.3)	158 (22.3)	708 (21.3)	135 (26.1)	669 (20.9)

出所：『株主総会白書』1976—82年版から作成。

注：大株主懇談会を開かなかった企業数および回次企業数の内訳はつぎのとおりである。

1976年(625社, 720社), 1977年(645社, 753社), 1978年(646社, 765社), 1979年(539社, 697社), 1980年(491社, 626社), 1981年(449社, 608社), 1982年(521社, 661社)。

る場合とがある」と考えられる。ところで、わが国企業の支配の問題は、株主総会における議決権行使とのつながりでこれを見た場合、付議議案に関する事前のそうした根回しに現れているのである。かくて筆者は、わが国企業の支配に関する実証分析の重要な課題は、株主総会における付議議案についての、経営者による大株主への事前の根回しの実態を解き明かすことにある、と解して

いるのである。そこで以下、この課題について若干の実証分析を試みることにしたい。なお、分析の資料は、前出の『株主総会白書』および『わが国の株主総会に関する調査』によることにする。

はじめに、『株主総会白書』によってその分析を進めることにしよう。まず表1は、大株主懇談会を開いた企業について、一九七六年から八二年までの資本金別調査

(25) 旧・新商法下の株主総会と企業支配

表2 大株主懇談会の性格

社数, () 内%

性 格	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982
根回し会	37 (38.9)	23 (21.3)	37 (31.1)	63 (39.9)	59 (43.7)	64 (40.3)	50 (35.7)
報 告 会	72 (75.8)	69 (63.9)	75 (63.0)	110 (69.6)	101 (74.8)	118 (74.2)	109 (77.9)
親 睦 会	30 (31.6)	28 (25.9)	35 (29.4)	70 (44.3)	59 (43.7)	53 (33.3)	65 (46.4)
そ の 他	1 (1.1)	4 (3.7)	6 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	2 (1.4)
計	95 (100.0)	108 (100.0)	119 (100.0)	158 (100.0)	135 (100.0)	159 (100.0)	140 (100.0)

出所: 表1に同じ。

注: 重複回答。

結果を示したものである。表1から分かるのは、七六年から七八年にかけて大株主懇談会が二三—一五%程度の企業で開かれたが、七九年以降それは二〇%台の企業、つまり五社に一社の割合で開かれていることである。また資本金別でみると、一〇億円超—一〇〇億円以下の企業での開催が比較的多く、漸増していることが知れる。一〇億円以下の企業での開催も漸増しているが、一〇〇億円超の企業での開催は漸増から漸減に転じている。つぎに表2は、大株主懇談会の性格について、一九七六年から八二年までの調査結果を示したものである。表2から大株主懇談会を報告会とみる企業が最も多く、六三—七八%を占めていることが分かる。これに次いで多いのは、大株主懇談会を親睦会または根回し会とみる企業であり、それぞれ二六—四六%、二一—四四%を占めている。だが、それらの割合は前者の約半分に留まっている。さらに表3は、大株主への個別の根回しを行った企業について、一九七六年から七七年までの資本金別調査結果を示したものである。表3から分かるのは、大株主への個別の根回しを行った企業が二四%、つまり四社に一社の割合を占めていることである。また資本金別でみると、一

〇〇億円以下の企業での根回しが比較的多いのに対し、一〇〇億円超の企業での根回しは非常に少ないことが知られる。一方、大株主への個別の根回しを行わなかった企業は、七六年には四八三社（六六・七％）、七七年には五〇七社（六六・四％）に及んだが、そのうちのどれほどの企業が、大株主に対して個別の報告を行ったかは定かでない。

表3 大株主への個別の根回しを行った企業

社数, () 内%

資本金 (億円)	1976		1977	
10 以下	68 (32.7)	208	68 (32.5)	209
100 以下	97 (24.2)	401	100 (22.9)	437
100 超	7 (6.1)	115	11 (9.4)	117
計	172 (23.8)	724	179 (23.5)	763

出所：『株主総会白書』1976—77年版から作成。

注：1) 大株主への個別の根回しを行わなかった企業数および回答企業数の内訳はつぎのとおりである。

1976年(483社, 655社), 1977年(507社, 686社)。

2) 1978年以降の調査は行われていない。

表5 大株主懇談会の性格

社数, () 内%

性 格	1982
根回し会	19 (26.4)
報 告 会	52 (72.2)
親 睦 会	61 (84.7)
そ の 他	2 (2.8)
計	72 (100.0)

出所：表4に同じ。

注：重複回答。

表4 大株主懇談会を開いた企業

社数, () 内%

資本金 (億円)	1982	
10 以下	8 (7.2)	111
100 以下	48 (15.1)	318
100 超	16 (16.7)	96
計	72 (13.7)	525

出所：『わが国の株主総会に関する調査』から作成。

注：大株主懇談会を開かなかった企業数および回答企業数の内訳はつぎのとおりである。
1982年(447社, 519社)。

つぎに、『わが国の株主総会に関する調査』によって同様の分析を進めることにしよう。まず表4は、大株主懇談会を開いた企業について、一九八二年の資本金別調査結果を示したものである。表4をみて気づくのは、大

表6 大株主への個別の根回しを行った企業

資本金（億円）	1982	社数、（ ）内%
10 以下	31 (27.9)	111
100 以下	52 (16.4)	318
100 超	5 (5.2)	96
計	88 (16.8)	525

出所：表4に同じ。

注：大株主への個別の根回しを行わなかった企業数および回答企業数の内訳は下記のとおりである。

1982年（333社，421社）。

株主懇談会が表1の同年次と較べれば、その約半数の企業で開かれたにすぎないことである。また資本金別で見ると、一〇〇億円超の企業や一〇億円超一〇〇億円以下の企業での開催がやや多く、一〇億円以下の企業での開催はやや少ないことが知れる。つぎに表5は、大株主懇談会の性格について、一九八二年の調査結果を示したものである。表5から、大株主懇談会を親睦会とみる企業が最も多く、八五%を占めていることが分かる。これに次いで多いのは、大株主懇談会を報告会とみる企業であり、七二%を占めている。だが、大株主懇談会を根回し会とみる企業は少なく、二六%に留まっている。さらに

表6は、大株主への個別の根回しを行った企業について、一九八二年の資本金別調査結果を示したものである。表6から分かるのは、大株主への個別の根回しを行った企業が一七%、つまり六社に一社の割合に留まっていることである。また資本金別で見ると、一〇億円以下の企業での根回しが比較的多いのに対し、一〇〇億円超の企業での根回しは非常に少ないことが知れる。一方、大株主への個別の根回しを行わなかった企業は三三三社（六三・四%）に及んだが、そのうちの九九社では、大株主に対して個別の報告が行われた。

さいごに、表7は、大株主懇談会を開いた企業、大株主への個別の根回しを行った企業、および大株主懇談会を開かず、大株主への個別の根回しも行わなかった企業について、その企業系列別内訳を示したものである。⁽²⁾ まず大株主懇談会を開いた企業を見ると、七二社中五二社（七二・二%）が金融機関系に、八社（一一・一%）が事業会社系に、つまり七二社中六〇社（八三・三%）が金融機関系または事業会社系に属していることが分かる。つぎに大株主への個別の根回しを行った企業を見ると、八八社中五三社（六〇・二%）が金融機関系に、三〇社

表 7 企業系列別内訳

社数、〔 〕 内社長会メンバー数、() 内%

企業系列	大株主懇談会を開いた企業	大株主への個別の根回しを 行った企業	大株主懇談会を開かず、大株 主への個別の根回しも行わな かった企業	計
三井 系	9	6	26	
三菱 系	6	8	43	
三友 系	〔 0 〕	〔 1 〕	〔 4 〕	
住友 系	5	10	36	
富士 系	〔 0 〕	〔 2 〕	〔 6 〕	
三和 系	6	6	29	358
三井 系	〔 3 〕	〔 0 〕	〔 7 〕	
一和 系	5	4	22	
勸銀 系	〔 3 〕	〔 1 〕	〔 9 〕	
興銀 系	〔 3 〕	〔 2 〕	〔 11 〕	
その他金融系	7	3	36	
	6	11	50	
新日鉄 系	0	8	6	
トヨタ 系	1	2	10	
日産 系	0	1	5	
日立 系	0	2	6	
松下 系	0	2	1	79
松本 系	0	2	30	
東芝 系	0	2	1	
三井物産 系	0	1	0	
伊藤忠 系	1	1	0	
日商岩井 系	0	0	0	
その他事業系	1	0	12	
	5	11		
不 明	12	5	71	88
	〔 16.7 〕	〔 5.7 〕	〔 19.5 〕	〔 16.8 〕
計	72	88	365	525
	〔 12 〕	〔 6 〕	〔 43 〕	〔 100.0 〕

出所：表4に同じ。

注：「不明」とは企業系列が特定できないものを意味する。なお、不明12社中2社、5社中1社、71社中38社は金融機関である。

(三四・一%) が事業会社系に、つまり八八社中八三社(九四・三%) が金融機関系または事業会社系に属していることが知れる。さらに大株主懇談会を開かず、大株主への個別の根回しも行わなかった企業をみると、三六五社中二五三社(六九・三%) が金融機関系に、四一社(一・二%) が事業会社系に、つまり三六五社中二九四社(八〇・五%) が金融機関系または事業会社系に属していることが読める。したがって、表7を全体としてみれば、五二五社の八割強の企業が何らかの金融機関または事業会社の系列に、しかもその大半は金融機関の系列につながる形で、属していることが分かる。

以上のような実証分析の結果を、つぎのように要約することができようであろう。すなわち、(一)④大株主懇談会は五社ないし七社に一社の割合で開かれた、⑤資本金別では一〇億円超一〇〇億円以下の企業での開催が比較的多かった、⑥大株主懇談会を報告会または親睦会とみる企業が非常に多く、根回し会とみる企業は少なかった、(二)④大株主への個別の根回しは四社ないし六社に一社の割合で行われた、⑥資本金別では一〇億円以下の企業での根回しが比較的多く、一〇〇億円超の企業での根回し

は少なかった、⑥大株主への個別の報告は五社に一社の割合で行われた、(三)④大多数の企業は何らかの金融機関または事業会社の系列に属していた、⑤大半の企業では金融機関系との結びつきが強かった、⑥半数の企業は六大企業集団につながっていた、と。

(1) 総会屋については、平田光弘、前掲書、第四章、のほか、さらにつぎをも参照されたい。

平田光弘(稿)「わが国の企業・株主総会・総会屋」『一橋論叢』第八九巻第二号(一九八三年二月)、五〇—七八頁。

(2) 各企業がいかなる企業系列に属するかを決めるに当たっては、主としてつぎの資料によった。

経済調査協会編『年報「系列の研究」』——第一部上場企業編(第二三集)、第二部上場企業編(第二〇集)、非上場企業編(第二〇集)、非上場・第三次産業編(第二〇集)——各一九八三年版。

四 分析結果の解釈——経営者支配説への疑問

筆者は、以上のような実証分析の結果について、つぎのように解釈している。

旧商法下の企業、とくに上場企業の多くは、系列的・集团的に何らかの結びつきを持ちながら、あるときは大株主懇談会を通じて、またあるときは大株主との個別の接触を通じて、さらにあるときはこの両方を通じて、株主総会付議議案についての大株主に対する事前の根回しを頻繁に行ってきた、と考えられる。しかし、それらによる大株主への根回しは、次第に形式的なものになってきたように思われる。なぜかといえば、大株主懇談会にも大株主との個別の接触にも、本来の根回しの性格が薄らぎ、かえって報告的・親睦的性格が強まりつつあるからである。じじつ最も重要な役員人事を考えてみても、株主総会のつどそれが付議されるわけではない。いわゆる業績が順調に伸びている企業にあっては、株主総会が荒れる気遣いはなく、それは平穩に終了するであろう。したがって、こうした状況のもとでは、大株主懇談会も大株主との個別の接触もおのずと形式化するようになるであろう。ところが、反対に、業績が悪化している企業にあっては、株主総会が荒れて長びく恐れがあり、それが平穩に終了する可能性はむしろ低くなるであろう。したがって、こうした状況のもとでは、大株主懇談会も大

株主との個別の接触もおのずから根回しとしての実質を果たすようになるであろう。

ところで、根回しの内容は、いうまでもなく、「付議議案可決のためによりしくご協力をお願いします」ということに尽きるのであり、経営者はこうした趣意の根回しを大株主に対して行うことになるわけである。その大株主は、むしろ金融機関、取引企業あるいは関係会社のごとき機関株主である場合が極めて多いであろう。それでは、これらの大株主は経営者による根回しに対していつでもイエスマンであるだろうか。もとより大株主はこれに対して常にイエスマンであるわけではない。恐らく企業の業績が良好であるときには、大株主はイエスマンである可能性が高いであろう。反対に企業の業績が悪化したときには、大株主がイエスマンである可能性は低いであろう。

わが国の企業におけるこうした経営者による大株主への根回しの事態を直視するとき、そこには経営者支配がみられるのではなくて、経営者と大株主との連合支配ないし共同支配と呼ぶべきものがみられるのではなからうか、と筆者は解したのである。その場合に、経営者の

表8 現実出席株主数

社数、() 内%

人数 (人)	1983
50 以下	267 (33.9)
51—100	284 (36.1)
101—200	136 (17.3)
201—300	51 (6.5)
301 以上	49 (6.2)
回 答	787 (100.0)
無 回 答	1
計	788

出所：『新商法下の株主総会に関する
アンケート調査結果』から作成。

影響力がより大きく作用するか、それとも大株主の影響
力がより大きく作用するかは、にわかには判断しがたい。
恐らく企業の業績良好のときは、経営者の影響力がより
大きく作用し、反対に企業の業績悪化のときは、大株主
の影響力がより大きく作用することになるであろう。

五 新商法下の株主総会と企業支配

周知のとおり、一九八二年十月から、旧商法下の形骸
化した株主総会を活性化する意図をもって、新商法が施
行された。ここでは、株主総会を、一般株主が積極的に
参加しうるような「開かれた総会」にすることが意図さ
れている。だが、これを可能とするためには、企業は、

何よりもまず、積年の悪弊とされた特殊株主、すなわち
総会屋（昨今のいわゆるプロ株主）との腐れ縁をみずか
ら断ち切ることが必須となるわけである。それでは、企
業はこうした総会屋との腐れ縁をどれほど断ち切ったで
あろうか。

警視庁の調査結果（一九八二年九月三十日現在で、警
視庁管内特殊暴力防止対策連合協議会加盟企業一、一五
九社を対象に調査）によれば、回答を寄せた九〇五社の
うち、一六四社ではもともと総会屋との付き合いがなか
ったという。また七三三社ではすべての総会屋との付き
合いを打ち切ったが、残りの八社では一部の総会屋との
付き合いを打ち切っていないという。⁽¹⁾つまり新商法施行
の直前には、わずか一割弱の企業を残して、ほとんどの
企業は総会屋との腐れ縁を断ち切っていたことが分か
る。一方、警視庁管内には、新商法施行前まで三、
五—五五人の総会屋がいたが、同法施行後九二〇人に減
り、このうち株主総会に常時で積極的に発言してい
る総会屋は、わずか四〇—五〇人程度であるとい⁽²⁾う。
それでは、こうした総会屋の事態のもとで開催された
新商法下の株主総会の実態はどのようなものであったであ

表9 株主総会前の書面質問
社数, () 内%

項 目	1983
あ っ た	156 (19.9)
な かつ た	627 (80.1)
回 答	783 (100.0)
無 回 答	5
計	788

出所: 表8に同じ。

年一月—六月、総会を対象に調査) によってこれをみることにしよう。

まず表8は、現実出席株主数について、その調査結果を示したものである。表8から分かるのは、その人数が一〇〇人以下に集中し、これのみで回答企業の七〇%を占めていることである。この点は、一〇〇人以下の現実出席株主が七三—七七%を占めた旧商法下の株主総会とほぼ変りがない、⁽⁴⁾ といつてよいであろう。つぎに表9は、株主総会前の書面による質問について、その調査結果を示したものである。表9から、書面による質問は「なかった」という企業が回答企業の八〇%、「あった」という企業が二〇%をそれぞれ占めたことが知れる。さらに

うか。日本監査役協会の『新商法下の株主総会に関するアンケート調査結果』⁽³⁾ (全国上場企業の一九八三

表10 株主総会での質問に対する事前の打ち合わせ
社数, () 内%

項 目	1983
社長(議長)と打ち合わせた	593 (75.3)
総会担当役員(担当者)と打ち合わせた	696 (88.3)
監査役間で打ち合わせた	614 (77.9)
会計監査人(公認会計士)と打ち合わせた	468 (59.4)
その他	109 (13.8)
計	788 (100.0)

出所: 表8に同じ。

注: 重複回答。

表10は、株主総会での質問に対する監査役の事前の打ち合わせについて、その調査結果を示したものである。表10から、「総会担当役員(担当者)と打ち合わせた」という企業が八八%、「監査役間で打ち合わせた」という企業が七八%、「社長(議長)と打ち合わせた」という企業が七五%、また「会計監査人(公認会計士)と打ち合わせた」という企業が五九%と、いずれも回答企業の

(33) 旧・新商法下の株主総会と企業支配

表 11 株主総会での質問

社数、() 内%

項 目	1983
出 た	128 (16.3)
出なかった	657 (83.7)
回 答	785 (100.0)
無 回 答	3
計	788

出所：表8に同じ。

付言したいの
表12について
ある。なお、
占めたことに
終了が半数を
〇分未満での
三〇分以上六
れにあっては

過半数を占めたことが分かる。つづいて表11は、株主総会での質問について、その調査結果を示したものである。表11から、質問は「出なかった」という企業が回答企業の八四%を占めたのに対し、質問が「出た」という企業は一六%にすぎなかったことが知れる。それから表12は、株主総会の所要時間について、その調査結果を示したものである。表12をみて気づくのは、株主総会を六〇分未満で終えた企業が回答企業の九三%に及んでいることである。この点は、旧商法下の株主総会がほとんど六〇分以下で終了したと大差がない、⁽⁵⁾といえるであろう。違いはむしろ、旧商法下の株主総会にあっては三〇分以下での終了が圧倒的に多かったのに対し、新商法下のそ

表 12 株主総会の所要時間

社数、() 内%

時間 (分)	1983
30 未満	329 (41.8)
60 未満	398 (50.5)
120 未満	41 (5.2)
120 以上	20 (2.5)
回 答	788 (100.0)
無 回 答	0
計	788

出所：表8に同じ。

は、二時間以上を要した株主総会が回答企業の三%弱もあったことである。「長時間総会」だの「馬拉ソン総会」だの「ロングラン総会」⁽⁶⁾だのと呼ばれているものがこれに当たる。さいごに表13は、旧商法下の株主総会と変わった点について、その調査結果を示したものである。表13から、「各決算書類関係を詳細に説明」したという企業が七五%、「議事進行は議長主導型にした」という企業が六九%、また「受付を厳しくした」という企業が五七%と、いずれも回答企業の過半数を占めたことが知れる。以上のことから、新商法下の株主総会の実態はつぎのようであった、⁽⁷⁾といってよいであろう。すなわち、(一)ほとんどの企業は、総会屋(プロ株主)との付き合いを絶

表13 以前の株主総会と変った点

社数、() 内%	
項 目	1983
各決算書類関係を詳細に説明	594 (75.4)
議事進行は議長主導型にした	542 (68.8)
株主からの質問が多く従来より時間がかかった	59 (7.5)
時間が短くなった	15 (1.9)
受付を厳しくした	452 (57.4)
他社の総会担当者が多数出席した	98 (12.4)
その他	45 (5.7)
計	788 (100.0)

出所：表8に同じ。

注：重複回答。

株主総会でも質問は出なかった、(四)ほとんどの企業では、株主総会は一時間足らずで終了した、(五)多くの企業では、株主総会の運営は議長主導のもとに進められた、と。

だが、筆者は、新商法下の株主総会について、なおつぎの三点を特記しておきたい。⁽⁷⁾

第一は、各企業が全社的に株主総会に取り組んだ点である。招集通知、営業報告書等の記載内容の検討、膨大な想定問答集の作成、模擬総会の開催に時間を掛けたのは、その端的な現れであろう。第二は、株主総会の運営に総会屋対策的側面がつよく出た点である。総会の同日(六月二十九日)集中開催、警察当局の警備体制の強化は、その端的な現れであろう。そして

第三は、株主総会が活性化されるところか、"しらけ総会"になった点である。一般株主の無関心、総会屋のいやがらせ的な質問の繰り返しは、その端的な現れであろう。

要するに、議長主導のもとに運営された新商法下の株主総会は、一部に長時間化がみられたものの、そのほと

った、(二)多くの企業では、現実出席株主の人数は一〇〇人どまりで、旧商法下の株主総会と変りがなかった、(三)①多くの企業では、株主総会前に書面による質問は出なかった、②多くの企業では、株主総会での質問に備えて、監査役が、社長、総会担当役員、監査役、会計監査人等と事前の打ち合わせをした、③しかし、多くの企業では、

などが一時間以下で終了したわけである。この点は、旧商法下の株主総会の場合と大差がなかったとみることができる。ただ同じ一時間以下といっても、旧商法下の株主総会の場合には三分以下での終了が圧倒的に多かったのに対し、新商法下のその場合には三〇―六〇分での終了がむしろ多かったという違いはある。つまり新商法下の株主総会にあっては、営業報告書等の説明が詳しくなった分だけ時間が長くなったわけである。そして一部には総会屋による質問の繰り返しが見られたものの、一般株主からの質問はほとんど出ず、活性化とはほど遠い「しらけ総会」「ジャンジャン総会」が大勢を占めたのである。したがって、新商法下の株主総会もまた、旧商法下のそれと同様、意思決定の場としての機能をなんら果たさず、形骸化・無機能化していることが明らかにするのである。

それでは、大株主懇談会や大株主との個別の接触を通じて行われる大株主への事前の根回しの実態はどのようなものであろうか。その調査はなされていない。しかし、とくに大株主懇談会については、事前の情報開示や利益供与の問題から、これを取りやめにした企業が多か

ったといわれる。⁽⁸⁾一方、大株主への個別の根回しについては、同じく事前の情報開示の問題はあるが、これがどれほどの企業で行われたかは定かでない。だが、それらによる大株主への根回しは、「開かれた総会」を旗印として活性化をめざす新商法のもとでは、旧商法下におけるよりも一層形式化するのではなからうか。しかし、そうだからといって、経営者支配説に対する筆者の疑問があとかたもなく消え去るわけではない。そこには依然として経営者と大株主との連合支配ないし共同支配と呼びうるものがみられる、と筆者は解するのである。

(1) その中には、株付けしている総会屋が一、〇〇〇人を超える企業が八社、年間賛助金が一億円を超える企業が二社もあった。

(2) 「株主総会 さあ本番」(一九八三年六月二十六日付朝日新聞)、「株主総会新時代(中)」(一九八三年七月二日付日本経済新聞)など。

(3) 回答企業数・回答率の内訳は、つぎのとおりである。

一九八三年(一、四〇八社中七八八社、五六・〇%)

(4) この点については、平田光弘、前掲書、九五頁、表三一六、を参照されたい。

(5) この点については、平田光弘、前掲書、一一三頁、表

三—三三、を参照されたい。

(6) 『長時間総会』の事例としては、例えば、つぎのものがある。

松屋(八時間四五分) 住友金属工業(七時間四五分) サ
ッポロビール(七時間) いすゞ自動車(五時間四七分) よ
みうりランド(五時間三五分) 小松製作所(五時間三〇
分) 麒麟麦酒(五時間) 三菱油化(四時間三〇分) 日本カ
ーボン(四時間三〇分) 鹿島建設(四時間二五分) 松坂屋
(四時間) 協和銀行(三時間五七分) 田村電機製作所(三
時間四五分) プリファストンタイヤ(三時間四〇分) オリ
ンパス光学(三時間) 日本冷蔵(三時間) など。

(7) これについては、例えば、つぎを参照されたい。

『座談会』『改正会社法下の株主総会の回顧と展望』(上・
下) 鴻常夫他『ジュリスト』第七九九号(一九八三年十月
一日号)、第八〇一号(十一月一日号)、所載。

東京株式懇話会『会報』第三八四号(一九八三年九月
号)、七〇—七三頁。

(8) これについては、例えば、つぎを参照されたい。

森本滋他『新商法下の株主総会が提起した問題』(上・

下)『商事法務』第九八〇号(一九八三年七月十五日号)、
第九八一号(七月二十五日号)、所載。
「大株主説明会 大企業、廃止に動く」(一九八三年三月
三十一日付日本経済新聞)。

六 結

以上を要するに、旧・新商法下の企業における株主総
会付議議案についての、経営者による大株主への事前の
根回しの事態を直視するとき、そこには経営者支配がみ
られるのではなくて、経営者と大株主との連合支配ない
し共同支配と呼びうるものがみられるのではなからうか。
こうした理由から、筆者は、わが国の企業では経営者支
配が優勢であるとする説は成り立ちえないのではなから
うか、と考えている。

(一橋大学教授)